

## 2 東京都庁青少年・治安対策本部の取材記録（要旨）

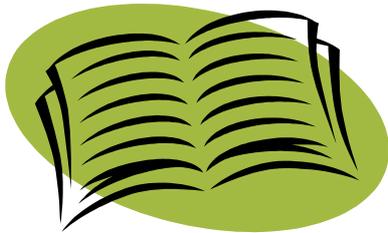


日時：平成22年8月20日（金）  
午前10時30分～午後12時30分  
会場：東京都庁第一本庁舎35階会議室  
参加者：10名

### 【質問1】

なぜ、このような条例案を考えたのですか。何か「考えなければ」と思うような事例があったのでしょうか。

### 【担当者】



宮崎勤事件というのがありましたが、加害者の家には子どもを性的対象にしたビデオや漫画などが見つかるということがありました。また、自転車ですれ違いざまに痴漢を行っていた犯人が、雑誌を見てまねをしたという事例がありました。悪質な雑誌の中には強姦や近親相姦などで最初は嫌がりながらも、いつの間にか子どもが喜んでいる描写もあります。

不健全な描写を知らない子どもが見ると、実際もそのようなものだと思っただけの性的判断能力をもってしまう恐れがあります。実際に学術的データがあるのかというと、そのようなデータはないのですが、年齢に応じたものを見てほしいと思います。

本来は出版に関しては自主規制というものが大前提だと思います。自分たちで区分陳列がなされて、自分たちの判断で、子どもの性を扱ったものは子どもに見せるべきではないということであれば、条例とか法律とかは必要ありません。それが、現在氾濫している状況なので、環境を整備するための条例改正を行わなければいけないという状況になってしまいました。

### 【質問2】

「有害」の範囲はどこからどこまで、というラインはあるのでしょうか。

### 【担当者】

東京都の場合は有害図書という呼び方ではなく、不健全な図書と呼んでいます。他の自治体は大体が有害図書と呼んでいます。不健全の範囲ですが、条例のあらましにある「著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、または著しく自殺若しくは犯罪を誘発する図書類」、このようなものを不健全なものとしています。そのようなものを描くことによって、青少年の健全な成長を阻害する恐れのあるものを不健全の範囲としています。

- ( 1 ) 著しく性的感情を刺激するものとは、全裸や半裸、あるいはそれに近い状態の肢体を描写することによって、卑猥な感じを与える、あるいは人格を否定する性的行為、これを容易に連想させるもの。
  - ( 2 ) 甚だしく残虐性を助長するものとは、暴力を不当に賛美する、あるいは残虐な殺人、傷害、暴行、処刑の場面、肉体的苦痛、もしくは言語による精神的苦痛を刺激的に描写して、表現しているもの。
  - ( 3 ) 自殺若しくは犯罪を誘発するものとは、自殺や、刑罰法規に触れる行為（殺人、傷害などを賛美して、これらの行為を実行することを唆すような表現をしていること、あるいは自殺、犯罪に触れる行為の手段を簡単にまねできるように詳細に描き、やってみようかという気にさせるもの。
- 都では( 1 ) ~ ( 3 ) を不健全の範囲としています。

### 【質問3】

いかがわしい小説と漫画の違いはなんですか。小説は規制の対象にならないのですか。

### 【担当者】

小説や漫画で好ましくない基準に当てはまっているものは、不健全な図書類の対象になります。ただ、今回の改正案で子どもを性的対象としている悪質な図書類の中に、小説は入っていません。なぜなら、漫画というのは視覚的に見て、すぐその状況が分かるはずですが、小説はその文章を読んで、その読解力によって判断が大きく違うため、今回の改正では、漫画、アニメ、動画が条例の規制対象となっています。条例全般の図書類とは、本、雑誌、文章、写真、ビデオテープ、CD-ROM、ゲーム等電磁記録媒体などが、図書類とされています。

### 【質問4】

なぜ規制は18歳未満のみが対象なのでしょう。18歳以上への対策は何かお考えですか。

### 【担当者】

この東京都の青少年健全育成条例の青少年とは、18歳未満というように規定されています。この条例で法を対象とするものは、18歳未満で、条例改正も対象は18歳未満となります。東京都は18歳を超るともう大人と見ます。ですので、成人コーナーも18歳未満の規制としています。もう18歳を超えればそれだけの判断能力を身につけているからあとは自己責任においてやっていただくという事になります。

### 【質問5】

改正案18条の6の3に青少年のうち13歳未満というのがありますが、それ以上ならよいのでしょうか。また、なぜ13歳未満となっているのでしょうか。

### 【担当者】

18条の6の3はジュニアアイドル誌に関するものです。たしかに13歳以上でも写真集はありますが、刑法では13歳未満と性行為をすることは強姦罪としています。保護者が全般的に保護しなくてはならない年齢も13歳未満で、それより上なら判断能力も身につけているが、自分の判断がつかない13歳未満の子どもを図書類の対象にするのは良くないという事で、13歳未満が対象と定義づけています。

### 【質問6】

2010年2月の改正案に第18条の6の4に“何人も児童ポルノをみだりに所持しない責務を有する”とありますが、“みだりに”の具体的な概念が示されていません。正当な理由があれば、所持してもよいのですか。恣意的運用の恐れはないのでしょうか。

### 【担当者】

正当な理由とは、レイプ事件の裁判員裁判で、裁判員に被害状況を説明するために、写真の代わりにその場面を描いたイラストを表す場合、また、医者が子どもの裸の写真を持っていても、医学上の物として持っていれば該当しません。正当な理由というのは、業務その他で正当と認められる理由とだけいただければいいと思います。

この「児童ポルノを所持しない」というところは、条例では罰則がありません。「もう、このようなものはなくしましょう」と、児童ポルノを根絶するための気運を醸成するための条例ですので、都がそれらを所持していても警察に通報することはありませんので、恣意的運用のしようがありません。「みんなでなくしましょう」という呼び掛けです。インターネット上では別件逮捕や冤罪などの恐れがあるといわれていますが、そもそも罰則がないので濡れ衣で拘束されることはありません。



### 【質問7】

“性交または性交類似行為”と何回か出てきますが、“性交類似行為”とは具体的にどこまでが入るのでしょうか。

### 【担当者】

性交類似行為とは、性交に極めて近い性的行為を指す法令用語です。(直接的な表現は少々過激になるので、今回は記載を控えさせていただきます)

### 【質問8】

反対意見を述べている方たちへは、どのようにお考えですか。また、表現の自由は侵されていないのでしょうか。

### 【担当者】

インターネット上で非常に多くの反対意見が掲示板などで出ていますが、意見は人それぞれ様々なものがありますので、それを、書いたり表明したりすることは自由です。事実と全く違うことを書いてあるのを見ると、こちらも非常に憤りを感じるのですが、だからといってその人を攻撃したり、削除命令を出したりはしません。今のインターネット上では、何らそのようなものを規制対象としていませんから、それは自由だと思います。

ただ、不健全な内容を扱った漫画家の方たちで、自分の生活のために書かざるを得ない人がいるのも事実です。このような人たちに「書いてはいけない、売ってはいけない」という事を条例は一切言っていません。大人の人に売るのも自由です。ただし、「子どもの成長を阻害する恐れがあるから、子どもには売ったり見せたりしないでくださいね」というものです。

自分の考えていることを表に出す、これは自由ですから、書くことはできるし、販売することもできるという事で、一切表現の自由を侵害していることはないと思います。ただ、制約をつけています。子どもには売ったり見せたりしないでほしい。子どもの福祉を守るために、その表現の自由が制限されるという事は、最高裁判所でも合憲としていますので、法律的にも問題ないと判断しています。

### 【質問9】

実写の映像にはどのように対処されていますか。

### 【担当者】

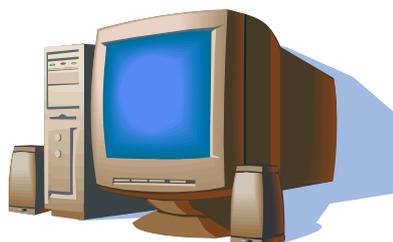
これは、今回の条例改正の漫画の部分のことで、実写ですと児童ポルノ法などに該当して法律違反になるので、これは法律のほうに任せています。都の条例では、漫画、アニメ、とくに子どもの性を扱ったものに限定しています。

### 【質問10】

今回の批判、反対意見についてどのようにお考えですか。また、それに対してどのような対策を行っている（考えている）のでしょうか。

### 【担当者】

今回は批判が多かったです。この条例改正が非常に多くの部分にわたった条例改正で、近年になく大きな改正になっています。それぞれの分野の団体の方、事業者の方から反対の意見が出されました。今回は特に漫画など表現にかかわる部分の改正



になるので反発が強く、また、漫画界の大御所の方々が反対の記者会見をして、マスコミでも反対の方の意見を大きくメディアでとりあげたので、今まで以上に反対の声が多く、6月の第2回定例会で、否決、廃案ということになってしまいました。ただ私たちがやろうとしている大きな目的、これは間違っていないと思いますので、反対した人たちの言う「条例の言葉が曖昧で、東京都の解釈でいくらでもできてしまうではないか」という意見に対しては、そうならないように条文の見直しを考えています。

出版業界の方、インターネット関係の方、漫画家の方との意見交換も行っています。東京都議会に東京都から条例改正の案を出すのですが、その都議会の方との意見交換もしています。誤解が多いようなので、その誤解は当てはまらないという説明を行っています。今の段階ではまだどうなるかわかりません。この問題は早急に条例化して対策をとらなければいけないことですので、9月の第3回定例会、12月の第4回定例会に再提出をして、この条例を成立させようという事でやっております。

### 【質問11】

今の現代社会をどのように思っていますか。また、条例が決まった時の社会への影響についてどのようにお考えですか。

### 【担当者】

漠然とした質問ですが、今の条例の改正案が成立したとして、世の中が一気に変わるといえる事はないと思います。それぞれ個々の所で対応してもらわなければいけないことありますが、条例が決まると今の社会が変わってしまうかといったら、それは全く変わりありません。必要な部分で必要な範囲での不健全な指定についても、東京都の判断だけで勝手にやるのではなくて、自主規制団体や専門家の話を聞き、次の段階として、健全育成審議会という都民の代表の方の意見を聞いて、その意見に基づいてしているという流れになります。インターネット上だと「東京都の悪書狩りは良くないと思う」「本を追放するつもりだ」という意見がありますが、もし、万が一そのように東京都がやろうと思っても、いまのシステムではできないのです。



## 質疑応答時間

### 【メンバー】

ファッション雑誌などは規制の対象になるのでしょうか。



### 【担当者】

これについては見せてはいけないのではなく、明らかに性を売り物にしているものが対象です。普通のファッション雑誌などで、「今年の夏はこんな水着が流行ですよ」というようなものは、おしりや股間の部分を強調するような写真の撮り方はしないはずです。この辺りは東京都で判断して、特に罰則はありませんが、「子どもの将来のためにお父さん、お母さん、出版社の方は考えてください」と東京都が指導、助言するという規定です。取り締まるとかそういうことではありません。

### 【メンバー】

今まで噂で聞いていた青少年健全育成条例の知識とかなり違いました。今回の話を他の人たちにもよくわかるように伝えられないのでしょうか。

### 【担当者】

インターネットというのは非常に便利で、個人が自分の意見を発表出来る素晴らしい場です。だからこそ、書き込むことには責任を持つべきです。反対の人たちの中には誤解して、実際には条例では一切書いていないことの書き込みをしています。それを見た人がインターネットに書いてあることは正しいものと思い込んで、大騒ぎになってしまうのです。去年の12月くらいから、東京都が漫画を規制しようとしているという騒ぎが広がりを見せましたが、その時東京都は都民の方ならみんな理解してもらえと思っていました。しかし、反対意見をインターネット上で書きこんでいる人に対する東京都の見解を全然示していませんでした。

このままではいけないと、東京都のHPで見解を載せるようにしました。今年の4月以降、条例改正のポイントを載せました。東京弁護士会、日本漫画家協会、漫画作家有志の会などから反対の声明が出ましたが、そのようなものに対する東京都の考え方についても東京都のHP上にだして都民の人たちがこのようなものを見られるように対策しています。

【参考：東京都青少年・治安対策本部HP】

[http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/08\\_kaiseijourei\\_kisoku.html](http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/08_kaiseijourei_kisoku.html)】

### 【メンバー】

非実在少年というのは、今まで規制されていなかったのですか。

### 【担当者】

されています。皆さんに見せたものよりさらに具体的に、卑猥に描かれているものは、今の条例の基準で指定されています。ただ、このレベルに至らない表現、描写のものは今の基準では不健全図書としての指定ができていません。それらを今回の改正案で規制しようというものです。小学生くらいで人生経験のない人を見ると、「愛情があれば兄弟で性行為をしてもいいんだ」とか、「お父さんから誘われればこうしていいんだ」という誤った判断を身につけてしまう可能性があるので、そういう子どもを性的対象にしている漫画は、小さい子どもに見せるのはやめて、大人になって正常な判断ができるようになってから見てくださいというものです。

### 【メンバー】

今まで規制していたものと、これから規制しようとするものは、何が違うのですか？

### 【担当者】

陰毛が描かれている、あるいは白く塗ってあるが、形が分かるような表現をされているなど、描写のレベルの違いで判断されています。

### 【メンバー】

今回の条例改正について、学校や中高生向けに説明会を行いましたか。もし、行っていないのであれば必要だと感じます。おそらく説明がなければ青少年らは絶対反対すると思うのですが。

### 【メンバー】

子どもだと、どんな内容かわかりません。現に資料があって僕たちはわかったのですが、単純に「規制します」みたいなことを言われても、何で規制するのか具体的にわからないと思うので、それを説明したほうがいいのではないのでしょうか。

### 【担当者】

子どもたちへの説明は保護者の教育のあり方という事で、家庭、あるいは学校で教えていただきたいと思います。そこは東京都が説明をして回るのではなく、性教育は年齢に応じた教育の場で、中学生はここまで、高校生はここまでというようにしていると思います。性教育はそこでやってもらい、環境、つまり条例は「東京都が作りますよ」という事です。「青



少年にこのような本を見せないようにしますよ」という説明は、条例改正の説明としてではなく、皆さんを取り巻く大人が、「お前にはまだ早い、これは見ちゃだめ」という事をやっていくべきだと思います。

このような本に、ある程度の年齢で興味を持つのは当たり前ですし、そういう段階を踏んで大人になっていくべきですので、一切いつまでも駄目というとは18歳になった時に何も分からなくても困ります。それは性教育として学校、家庭で年齢に応じて教えていきたいと思います。東京都はその家庭、学校での教育の環境整備という事をしているので、保護者の方の理解は必要だと思いますが、条例改正を皆さん青少年に説明するというのは、現時点での必要性は感じていません。

### 【メンバー】

同人誌なども対象になるのですか。ビジネスと個人の趣味の違いはなんですか。

### 【担当者】

同人誌ショップといって秋葉原や新宿などで同人誌ばかりを専門に置いて、一年間ずっとお店を開いて販売しているところは仕事、業として扱います。そのようなところで売るものに対しては条例の適用があります。しかし、個人で所持するものに関しては、業で売るものではありませんし、誰でもがそういうものを見たり買ったりできるものではないので、そういうものは個人の趣味の範囲となります。

区分陳列の話もそうですが、小中学生であろうとだれもが店に入って行って、すぐ見るところに見せるべきでない本が置いてあります。これは規制するべきものですが、そうでなく個人のやり取りにまで、これを当てはめるというのはできません。個人対個人でやり取りする時は年齢だってわかるだろうし、条例の枠は必要ないという判断です。それが業でやっているか、個人でやっているかの判断です。

### 【メンバー】

私たちの周囲でも、この条例に反対する署名活動をしている人もいますが、お願いすれば、生徒たちに説明会を行うことができますか。

### 【担当者】

まずは、ホームページを見てください。ホームページの質問回答集で皆さんが疑問に思っていることは、ある程度書いてあります。それを見て、理解できることを理解してもらって、それから分からない部分があれば個別に回答します。都内には小中約2200校もあり、私たち担当は2、3人しかおりませんので、学校に出向いて生徒の人にこちらから説明するところまでは出来ません。どうしてもわからないときは、東京都の青少年課に電話してもらえれば、担当の者がお答えします。

### 【メンバー】

いままでそのような本で欲求を抑えていた人（青少年）が今回の規制で、欲求を抑えられなくて、逆に事件を起こすケースは増えないのですか。

### 【担当者】

子どもの性行為を描いた本は、規制対象となり得ます。ただ、今回規制にならない大人の恋愛を描いたようなものがあります。大人の世界を描いたもので、それほど卑猥でないものは見られますので、それを見て我慢してもらいたいと思います。子どもの世界でなく、大人の世界を描いた漫画を見ていただき、大人の世界はこのようなものなのだと思ってもらいたいと思います。



本日はお忙しい中

ありがとうございました。